

令和6年度第1回静岡市障害者施策推進協議会 会議録

日 時 令和6年7月22日（月） 午前10時から

場 所 城東保健福祉エリア 保健福祉複合棟3階 第1・2研修室

出席者 渡邊英勝委員（会長）、浅野一恵委員、安藤千晶委員、
（委員） 河原崎佐敏委員、小菅翔太委員、寺田修委員、苦竹幸枝委員、
深澤明子委員、伏見隆次委員、望月建志委員

（事務局） 保健福祉長寿局局理事兼局次長兼健康福祉部長、
障害福祉企画課、障害者支援推進課、
地域リハビリテーション推進センター、こころの健康センター、
精神保健福祉課

傍聴者 一般傍聴者 1人
報道機関 0社

議 題 （1）静岡市障がい者共生のまちづくり計画（令和3～5年度）最終評価に
ついて
（2）障がいのある人への差別の解消に向けた取組について
（3）その他

会議内容

開会

議題1 静岡市障がい者共生のまちづくり計画（令和3～5年度）最終評価について

- 障害福祉企画課から資料1、参考資料1について説明。

【安藤千晶委員】

資料1－2の「公職選挙における障がいのある人への配慮」が達成とされているが、内容は身体障がい者への配慮に偏っており、知的障がい者への配慮が不明である。候補者に関する説明などが含まれていれば達成といえるのではないか。

【障害福祉企画課】

資料の内容は身体障がい者への配慮が中心であり、知的障がい者への対応についての懸念は委員の指摘のとおり。

知的障がい者への配慮については要望を受けることもあり、確認を行っている。投票所での相談には随時対応しており、資料には記載がないが、それも含めて達成していると考えている。

【安藤千晶委員】

それも含めてできているということであれば、一つぐらいは載せた方がよい。

【障害福祉企画課】

所管課と調整させていただく。

【寺田修委員】

選挙に関して、障がい者が候補者を選びやすくするための工夫を行った自治体が報道されていた。これは障がい者以外にも有効であり、ユニバーサルデザインの観点からも重要であると感じた。

【寺田修委員】

精神障がい者に関する啓発活動がこころの健康センターで継続されており、質の高い講座はありがたい。保健所でも相談会が続けられており、医療や福祉のサービスに安心してつながっている。人材確保に苦労があるが、今後も継続してほしい。

【浅野一恵委員】

医ケア児の園での受け入れに関して、看護師の確保や関係機関の連携が成果につながっている。人材に限られる中での協力体制は重要であり、今後も連携を目指すべきである。

【渡邊英勝会長】

障害者差別解消支援地域協議会について、本協議会が担うとされているが、これまでに具体的な活動実績があるのかを確認したい。差別解消に関する課題が発生した際に対応するという理解でよいのか。

【障害福祉企画課】

障害者差別解消支援地域協議会の役割は情報共有を主目的としており、行政のみでは解決が困難な事例が発生した際に、関係者の意見や協力を得る場として機能する。

令和4年度は困難事例がなかったため、実績報告のみとした。

【渡邊英勝会長】

運営方法については、今後模索していく段階であるという理解でよいか。

【障害福祉企画課】

その認識で間違いない。

【浅野一恵委員】

差別解消に向けた取組として、相談対応だけでなく、啓発活動も重要である。相談事例の内容を公表することで、予防的な効果が期待できる。施設等にも情報を共有することで、予防できることもある。声を上げることの重要性を伝えてほしい。

【障害福祉企画課】

議題2において事例共有を予定している。

加えて、より広範な周知についても検討を進める。

【浅野一恵委員】

資料1-1の総括部分において、成果目標1の「入所者が減った」という表現が適切か疑問である。入所には必要性があり、施設の役割も認められるべきである。グループホームへの移行が困難なケースもあり、地域サービスの充実だけでなく、グループホームの質向上や教育の強化が必要である。総括部分は重要であるため、内容を充実させてほしい。

【障害福祉企画課】

ご指摘の通り、計画策定時にも委員から入所の必要性についての意見をいただいていた。総括にその視点が欠けていたため、修正を加える。

【伏見隆次委員】

事業番号14番の差別解消相談窓口について、どこに相談すればよいか分からないケースがあるため、周知を徹底してほしい。また、シズウェルの社会福祉士会との連携状況について確認したい。

【障害福祉企画課】

シズウェルでの相談窓口との連携は行っているが、十分かどうかは随時確認が必要である。静岡市民からシズウェルに相談があった場合は、本市の窓口で対応している。国の「つながり窓口」制度とも連携を図っている。

【寺田修委員】

成果目標 2 の早期退院について、新規入院者は急性期治療後に退院する流れが確立されているが、長期入院者には精神症状が重く、障がいの程度も高い方が多く含まれている。精神科病院では複合的な問題を抱える患者も多く、グループホームへの移行が困難な現状がある。目標値の達成に向けた工夫は理解しているが、現場の実情を踏まえたバランスのある視点が必要である。

【安藤千晶委員】

成果目標 4 に関して、就労移行支援から一般就労への移行が達成できなかった原因として、企業と希望者とのマッチングの困難さが挙げられている。福祉側と企業側の就労に対する考え方には大きな隔たりがあり、公共職業安定所などを交えた支援者間の情報共有と認識のすり合わせが必要である。共通認識の形成が困難ではあるが、重要な課題である。

【河原崎佐敏委員】

今年度および来年度において、ハローワークと市が連携して障がい者雇用を推進していく。全国的にも障がい者雇用は増加傾向にあり、セミナーや面接会の実施を通じて企業との協力体制を構築している。初めて障がい者を雇用する企業への周知が不十分な面もあるため、個別のフォローアップを行っている。来年度は先進企業による説明会なども予定しており、引き続き協力を呼びかけたい。

【障害福祉企画課】

福祉側と雇用側の就労に対する認識のギャップについては、行政としても認識している。

これまで、経済局とハローワークが連携して障がい者就職相談会や就フェスを実施し、企業と支援事業所のマッチングに取り組んできた。企業側からは、障がい者とのコミュニケーションに困難を感じる声があり、逆に障がい者側も企業の意図を理解しづらいという課題がある。

また、就労継続支援 A 型・B 型を利用する障がい者の中には、一般就労への移行よりも現状の安心感を重視する傾向も見られる。令和 5 年度から実施している就労アセスメントモデル事業では、障がい者の適性や能力を客観的に可視化し、一般就労への可能性に気づくきっかけを提供している。今後もギャップの解消に向けた取組を継続していく。

【寺田修委員】

成果目標 4 に関連し、精神障がいや知的障がいのある方の中には、就労継続支援 A 型・B 型での定着が本人にとって最適な働き方である場合も多い。支援環境によって安心して力を発揮できる方もおり、一般就労への移行が不安定さを招く可能性もある。目標設定は重要

であるが、現場の実情を俯瞰して捉えるバランスが必要である。

【伏見隆次委員】

成果目標88番の福祉避難所の確保について、令和5年度には情報伝達訓練が実施されたが、障がい者を含めた実践的な訓練を行うことで、より効果的な取組となると考える。

【浅野一恵委員】

訓練の実施は把握しているが、次の具体的な行動に繋がっていない印象がある。福祉避難所の連携体制など、実際の災害時に機能する仕組みの構築が急務である。大分野5の安全・安心に関する項目についても、要支援者への対応をより具体化する必要がある。

【渡邊英勝会長】

福祉避難所に限らず、災害時の安否確認や情報提供についても同様の課題があると認識している。補足があればお願いしたい。

【障害福祉企画課】

災害対応に関しては、個別避難計画の作成と避難行動要支援者名簿の整備を進めている。福祉避難所の運用についても、昨年度の計画策定時に課題が指摘されており、災害発生時に想定通りの対応ができない可能性がある。今後は関係機関との連携を強化し、実効性のある体制づくりを進めていく。

議題2 障がいのある人への差別の解消に向けた取組について

- 障害福祉企画課から資料2について説明。

【寺田修委員】

資料3ページの相談事例において、「本人から対応まで求めない申し出があり意見聴取とした」との記載があるが、対応を求められた場合の具体的な対応方法が不明である。公共交通機関の利用に関する困難や、ユニバーサルデザインの観点から、関係機関が連携して改善を図る必要がある。

【障害福祉企画課】

障がいを理由とした差別は認められないという原則を前提に、社会の快適性向上に向けた情報共有と問題提起が重要である。差別と個人の希望との境界が曖昧な事例も存在するが、感じたことを発信することが改善の第一歩である。

【浅野一恵委員】

資料に掲載された5件以外の19件の相談内容についても閲覧可能とすることが望ましい。対応の妥当性は受け手によって異なるため、重要な事例が埋もれている可能性がある。また、差別の主体に福祉サービス事業所等が含まれているかどうかの確認も必要である。

【障害福祉企画課】

令和5年度において福祉従事者が関与する差別事例は確認されていない。啓発・公表の方法については、県民会議での事例共有や国の業種別対応指針を活用した周知の検討が進められている。令和4年度には福祉職員による配慮不足の指摘があり、心構えの啓発が必要である。

【小菅翔太委員】

市職員向けに作成された対応マニュアルや配慮指針について、施設運営者など他の関係者にも活用できるよう公開範囲の拡大が望ましい。また、バスの相談事例に関連し、社会全体での歩み寄りによる改善が求められる。

【安藤千晶委員】

資料2ページの注釈にある「指導・勧告等」の根拠について確認が必要である。診療拒否事例など、複数の法律が関係するケースでは行政がどこまで対応できるかが課題である。

【障害福祉企画課】

障害者差別解消法第12条および第22条に基づき、地方公共団体による指導・勧告が可能である。診療拒否事例については、関連法との整理が必要であり、現場での対応が求められる。

【安藤千晶委員】

啓発活動だけでなく、診療所への丁寧な説明を含めた対応が望ましい。

【こころの健康センター】

差別は無意識のうちに行われることが多く、医療者も含めてその認識が不足していることが課題である。依存症相談拠点として、かかりつけ医研修や学校現場への啓発活動を通じて、背景理解の土台づくりが進められている。差別の窓口に寄せられる事例は氷山の一角であり、本人が差別と認識していないケースも多いことを前提に対応が進められている。

【保健福祉長寿局次長】

指導・助言の可否は個別の状況に応じて判断されるべきであり、先の事例は一般論として

有意義であるため、今後の検討材料として活用される。

議題3 その他

- 障害福祉企画課から資料3について説明。

【安藤千晶委員】

条例制定に向けて、特別支援学校等の教育現場への働きかけが不可欠である。市教育委員会だけでなく、県教育委員会とも連携し、教育現場との協働体制を構築する必要がある。

【障害福祉企画課】

条例の中で、学校において手話を学ぶ機会を規定する方向で検討を進めている。市教育委員会との協議を起点とし、特別支援学校を含む県教育委員会との意見交換も視野に入れている。研究会構成員以外にも、必要に応じて参考人の参加や意見交換の場を設けることが可能である。

【浅野一恵委員】

条例の制定は、手話の必要性や学ぶ権利の重要性を社会に伝える契機となる。過去には聴覚障がい者が手話を使うことを制限される風潮も存在したため、教育関係者を構成員に加えることは必須である。教育現場との連携がなければ、条例の実効性が担保されない。

【障害福祉企画課】

現状でも総合学習の中で手話に関する取組が各学校で行われていると認識している。こうした活動も踏まえ、教育委員会との意見交換を継続的に進めていく方針である。

閉会